佐渡市市有財産先着順売払い実施要領

令和３年９月 17 日　制定
令和３年 10 月８日　告示
令和３年 12 月９日　改定
令和４年３月 10 日告示
令和５年２月 10 日告示
令和５年４月 10 日　改定
令和５年８月 10 日告示
令和６年２月 26 日告示
令和６年３月 13 日告示
令和６年 10 月 28 日告示
令和７年２月７日告示
令和８年９月 30 日告示

佐渡市では、一般競争入札によって落札されなかった物件等について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の２第１項第８号の規定に基づき、随意契約による売払いを行います。

なお、本実施要領の告示をもって、令和７年２月７日告示の佐渡市市有財産先着順売払い実施要領は廃止するものとします。

１　売却物件

物件番号	所在地	種別（地目）	登記地積（㎡）	最低売却価格		備考
				総額表示（円）	㎡あたり（円）	
随３－２	千種 1044 番 2	雑種地	301	4,373,000		
随３－３	原黒 169-1	宅地	639.31	7,023,000		
随３－４	原黒 170-1	宅地	705.41	7,054,000		
随３－５	原黒 171-1	宅地	665.05	6,650,000		
随３－９	下戸炭屋浜町 158	宅地	62.00	419,740	6,770	
随４－１	河原田本町 94-1	宅地	245.52	3,327,287	13,552	
随４－２	相川江戸沢町 18, 19-1, 19-2	宅地	278.62	3,267,098	11,726	
隋８－１	両津湊 213 番 13	宅地	495.57	4,219,384		
随８－３	小木 86 番 11	宅地	313.56	2,530,743		
隋８－５	小木 86 番 17	宅地	347.88	2,518,651		

※３－９及び４－１、４－２の物件は購入の申請のあった後に境界復元測量を行うため、引き渡しをする面積及び売却価格は測量後に確定します。

２　申請資格

申請者は、日本国内に住民登録又は永住資格を有する外国人登録をしている個人及び日本国内で法人登録をしている法人とします。

ただし、次の事項に該当する者は、申請することができません。

⑴　市税を滞納している者

⑵　地方自治法施行令第 167 条の４第１項に該当する以下の者

①　成年被後見人

②　未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

③　破産者で復権を得ない者

⑶　次の①から⑧までのいずれかに該当するもの

①　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）

②　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

③　法人その他団体であって、暴力団員が役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）となっているもの

④　法人その他団体であって、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの

⑤　自己、その他属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの

⑥　暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの

⑦　暴力団員と生計を同一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

⑧　その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者

３　売払いの方法

申込みの先着により、随意契約をもって売払いを行います。

購入予定者の決定は、原則先着順とします。ただし、同一物件について同日に複数の購入希望者から「市有財産売払申請書」の提出があった時は、くじ引きにより購入者を決定します。

４　次順位申込者の取扱い

既に申込みのあった物件について、新たに申込みがあった場合は次順位申込者とし、何らかの事情により先に申込みをされた者に売払いがされなかった場合は、次順位申込者を購入希望者に繰上げ、３の手順で売払いの手続きを進めます。

先に申込みのあった購入予定者に規定どおり物件の売払いがなされた場合は、次順位申込者に売払いが完了した旨を伝えます。

５　売払受付

⑴　受付期間及び時間　　令和８年９月 30 日（水）から受付開始

時間：午前８時 30 分から午後５時 30 分まで

※　閉庁日（土、日曜日・祝祭日）は、受付しません。

なお、市等が公用又は公共用などに供するため必要となったときは、この期間にかかわらず、対象物件から除外することがあります。

⑵　受付場所　　〒952-1292　佐渡市千種 232 番地

佐渡市役所　財務部　財産管理課　管財係（佐渡市役所２階）

⑶　申込み方法

①　売払いを希望する方は、⑷に示す書類を上記受付場所まで持参又は郵便により、申し込んでください。

※　電話、ファックスでの申込みはできません。

②　郵便により申込みされる場合は、簡易書留郵便等の配達記録の残る方法で送付してください。

⑷　申込みに必要な書類

①　個人の場合

ア）一般競争入札参加申込書

イ）住民票謄本（登記名義人となる方の住民票のみで世帯全員分は必要ありません）

ウ）身分証明書（本籍地の戸籍担当窓口で請求する破産者でないか確認できるもの）

エ）反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書

※　ウ）の身分証明書について免許証や保険証の写しを提示される誤りが多くありますのでお気を付けください。

※　在留外国人の方の場合、ウ）の身分証明書に代えて東京法務局後見登録課または全国の法務局・地方法務局の本局の戸籍課で発行される「登記されていないことの証明書」が必要となります。

②　法人の場合

ア）一般競争入札参加申込書

イ）商業登記簿現在事項全部証明書

ウ）反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書

※１　各証明書については、発行後３か月以内のものに限ります。

※２　連名（共有）で申し込まれる場合、①個人の場合は構成員全員の イ）ウ）エ）の書類、②法人の場合は構成員全員のイ）ウ）の書類が必要となります。

⑸　申込みにおける留意事項

①　売買契約及び所有権移転登記は、市有財産売払申請書に記載された名義で行うことになります。

②　市有財産売払申請書に記載する希望金額は、最低売却価格以上とします。

③　提出された書類は、理由にかかわらず返却いたしません。

６　現地説明会

現地説明会は開催しませんので、各自で現地調査を行ってください。

７　契　約

⑴　契約の締結

①　佐渡市は、契約予定者に対して契約決定を通知します。

※３－９及び４－１、４－２の物件については、市有財産売払申請書の提出後に境界復元測量後に契約決定を通知します。

②　契約者は、売払決定日から７日以内に市有財産売買契約書により売買契約を締結す

るものとします。

③　代理人により契約を締結する場合は、委任状と委任状に押印された代理人の印鑑が必要となります。

④　契約者が期間内に契約を締結しない場合は、その申込みは無効となります。

⑵　契約保証金及び売買代金の納付

①　契約者は、契約締結と同時に契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約締結と同時に売買代金の総額を納入する場合は、契約保証金の納付を免除します。

②　契約保証金は、売買代金に充当することができ、利息を付さないものとします。

③　契約保証金を除いた売買代金は、契約日から 30 日以内に市が発行する納入通知書で納付するものとします。

⑶　契約上の主な特約

①　用途の制限

売買契約締結の日から５年間は、以下のア）からウ）の用途で使用することはできません。また、売買物件の一部又は全部を第三者に所有権移転又は地上権の設定をする場合は、同様に以下のア）からウ）までの用途の制限を継承させなければなりません。

ア）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 13 項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業の用途。

イ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）に規定する事務所の用途

ウ）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第５条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用途。

②　上記の特約に違反した場合は、売買代金の 100 分の 30 にあたる金額を違約金として、市に支払うものとします。

③　契約の解除

契約者が次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します。この場合、契約保証金は返還しません。

ア）期限内に契約を履行しないとき又はその見込みがないと認められるとき。

イ）契約事項に違反したとき。

ウ）契約者として必要な資格が欠けたとき。

④　契約締結後から売買物件の引渡の時までに、売却物件が災害等市の責任によらない理由で滅失やき損をしたとしても、売買代金の減免を請求することはできません。

⑤　契約締結後に、売買物件の数量の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除はできません。

⑷　契約費用及び公租公課等

①　売買契約書に貼付する収入印紙は、契約者の負担となります。

②　所有権の移転登記に必要な登録免許税は、契約者の負担となります。

③　所有権移転後の原因により生じた公租公課は、契約者の負担となります。

④　その他契約に関する費用は、契約者の負担となります。

8　所有権の移転及び土地の引渡し

⑴　契約者が売買代金を納入したときに所有権が移転するものとし、物件の引渡しを現状のままで行います。

⑵　契約者は、物件の引渡しを受けたときは、直ちに市有財産受領書を市に提出してください。

⑶　所有権の移転登記は、物件を引き渡した後、契約者の登記嘱託請求により市が登記手続きを行うこととし、登記費用等関係経費は契約者の負担とします。

9　その他の留意事項

⑴　市有財産の売払いの申し込みを希望される方は、本要領に記載された事項について熟知しておいてください。なお、物件調書・位置図・地籍図等は概要ですので、各自で事前に現地の状況等を確認してください。

⑵　本要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び佐渡市財務規則の定めるところにより処理します。

⑶　その他不明な点は下記までお問い合わせください。

〒952-1292　佐渡市千種 232 番地
佐渡市財務部財産管理課管財係
℡　（0259）67 - 7036　（内線）403